

別表 重点区域・最重点区域一覧

重点区域 海岸名	市町	所管省庁	海岸 管理者	海岸線 延長(m)	島しょ部	香川県海ごみ調査結果※1			最重点区域	海岸保全基本計画評価※2		海岸の利用状況・景観等			重点区域選定理由 ※3	
						H30.2	H31.2	R2.2		環境面	利用面	海水浴場等	残したい香川の 水環境50選	自然海浜 保全地区		
1	坂元海岸	東かがわ市	水管理・国土保全局	県	1,461		4	4								a
2	相生漁港	東かがわ市	水産庁	市	544					B						b
3	相生馬宿海岸	東かがわ市	水管理・国土保全局	県	992											a
4	馬宿漁港	東かがわ市	水産庁	市	361											a
5	引田漁港	東かがわ市	水産庁	市	1,495											a
6	引田港	東かがわ市	港湾局	県	1,417					B						b
7	田ノ浦海岸	東かがわ市	水管理・国土保全局	県	532					A	A	田ノ浦海水浴場	田ノ浦海岸・女郎島			a,b
8	安戸港	東かがわ市	港湾局	市	1,884					A	B					b
9	安戸海岸	東かがわ市	水管理・国土保全局	県	488					A	A					a,b
10	経ヶ島海岸	東かがわ市	農村振興局	県	198					A	B					a,b
11	白鳥港	東かがわ市	港湾局	県	4,126					A	A	小松原海水浴場	小松原海岸・潮越海岸・鹿浦越			a,b
12	三本松港	東かがわ市	港湾局	県	4,624		4			A	A					a,b
13	番屋海岸	東かがわ市	水管理・国土保全局	県	930					B	A					a,b
14	小磯漁港	東かがわ市	水産庁	市	660					B	A			小浦自然海浜保全地区		a,b
15	山田海岸	東かがわ市	農村振興局	県	2,580					B	A	山田海岸海水浴場				a,b
16	馬篠漁港	東かがわ市	水産庁	市	440											a
17	青木海岸	東かがわ市 さぬき市	農村振興局	県	1,183					B	A	青木海水浴場		青木自然海岸保全地区		a,b
18	中谷海岸	さぬき市	水管理・国土保全局	県	598					B	A					b
19	脇元漁港	さぬき市	水産庁	市	715						B					b
20	鶴部海岸	さぬき市	水管理・国土保全局	県	115							小浜海岸海水浴場		小浜自然海浜保全地区	自然海浜保全地区に指定されており、環境面の現況評価Bランクと同等の評価と認められる	b
21	津田港	さぬき市	港湾局	県	7,413					A	A	津田の松原海水浴場	津田の松原			a,b
22	羽立海岸	さぬき市	水管理・国土保全局	県	235					B	A	北松原海水浴場		羽立自然海浜保全地区		b
23	吉見漁港	さぬき市	水産庁	市	853					B	A	吉見海岸海水浴場				b
24	平畑海岸	さぬき市	農村振興局	県	495										吉見漁港(利用面Aランク)と隣接しており、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Aランクと同等の評価と認められる	b
25	松尾海岸	さぬき市	水管理・国土保全局	県	140									松尾自然海浜保全地区	自然海浜保全地区に指定されており、環境面の現況評価Bランクと同等の評価と認められる	b
26	江泊漁港	さぬき市	水産庁	市	630										漁港であり、利用面でBランクと同等	b
27	曾根海岸	さぬき市	水管理・国土保全局	県	320					B	B					b
28	猪塚港	さぬき市	港湾局	市	1,200					B	B					b
29	蛸谷海岸	さぬき市	農村振興局	県	65										猪塚港(利用面Bランク)と隣接しており、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Bランクと同等の評価と認められる	b
30	釜居谷海岸	さぬき市	農村振興局	県	450											a
31	野々浦海岸	さぬき市	農村振興局	市	124											a
32	大楡海岸	さぬき市	農村振興局	県	82										野々浦海岸(海岸清掃)と隣接しており、同等の評価と認められる	b
33	小田漁港	さぬき市	水産庁	市	550											a
34	本小田海岸	さぬき市	水管理・国土保全局	県	165										小田漁港(利用面Bランク相当)と一連の海岸であり、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Bランクと同等の評価と認められる	b
35	小田浦漁港	さぬき市	水産庁	市	928										漁港であり、利用面でBランクと同等	b
36	浦小田海岸	さぬき市	水管理・国土保全局	県	1,340							興津海水浴場				a,b
37	苔張漁港	さぬき市	水産庁	市	294										漁港であり、利用面でBランクと同等	b
38	苔張海岸	さぬき市	水管理・国土保全局	県	376						B					a,b
39	松ヶ谷海岸	さぬき市	農村振興局	県	50											a

※1 平成29年度～令和元年度海ごみモニタリング調査研究業務のデータ。水辺の散乱ゴミの指標評価手法(海岸版)による調査結果のうち、ランク4以上について記載。

※2 計画P23の海岸保全基本計画より抜粋した表を参照。

※3 計画P13の設定基準の(a)(b)を参照。

別表 重点区域・最重点区域一覧

	重点区域 海岸名	市町	所管省庁	海岸 管理者	海岸線 延長(m)	島しょ部	香川県海ごみ調査結果※1			最重点区域	海岸保全基本計画評価※2		海岸の利用状況・景観等			重点区域選定理由 ※3	
							H30.2	H31.2	R2.2		環境面	利用面	海水浴場等	残したい香川の 水環境50選	自然海浜 保全地区		
40	長者谷海岸	さぬき市	農村振興局	市	60											a	
41	長浜漁港	さぬき市	水産庁	市	723											a,b	
42	長浜新開海岸	さぬき市	水管理・国土保全局	県	1,152						B	B				a,b	
43	新開漁港	さぬき市	水産庁	市	546											a,b	
44	二子浦海岸	さぬき市	水管理・国土保全局	県	320						B					a	
45	白方海岸	さぬき市	水管理・国土保全局	県	527						B	B				a	
46	白方漁港	さぬき市	水産庁	市	814							B				a,b	
47	伯父浦海岸	さぬき市	水管理・国土保全局	県	185											a	
48	蜂ヶ浦海岸	さぬき市	農村振興局	県	168										伯父浦海岸及び穴子海岸の重点 区域には含まれており同等と認めら れる。	b	
49	穴子海岸	さぬき市	水管理・国土保全局	県	375											a	
50	室沖西海岸	さぬき市	農村振興局	県	321											a	
51	室沖漁港	さぬき市	水産庁	市	609											a,b	
52	泊漁港	さぬき市	水産庁	市	528										漁港であり、利用面でBランクと同等	b	
53	志度港	さぬき市 高松市	港湾局	県	4,155							B				b	
54	原浜海岸	高松市	水管理・国土保全局	県	561							B				b	
55	房前漁港	高松市	水産庁	市	524										漁港であり、利用面でBランクと同等	b	
56	牟礼港	高松市	港湾局	県	4,528						B	A		塩屋海岸		b	
57	葛原港	高松市	港湾局	市	970											b	
58	高尻海岸	高松市	農村振興局	県	275									高尻自然海浜保全地区	港湾であり、利用面でBランクと同等 自然海浜保全地区に指定されており 、環境面の現況評価Bランクと同 等の評価と認められる	b	
59	高尻海岸	高松市	水管理・国土保全局	県	420						B	A	高尻海水浴場	高尻自然海浜保全地区		b	
60	高尻漁港	高松市	水産庁	市	512										漁港であり、利用面でBランクと同等	b	
61	鞍谷海岸	高松市	農村振興局	県	378										高尻漁港(利用面Bランク相当)と 隣接しており、海岸保全基本計画 における利用面の現況評価Bラン クと同等の評価と認められる	b	
62	篠尾漁港	高松市	水産庁	市	473						A	B				b	
63	鎌野漁港	高松市	水産庁	市	882						A	A	鎌野海水浴場	鎌野自然海浜保全地区		b	
64	鎌野笹尾海岸	高松市	水管理・国土保全局	県	540						B	A	笹尾海水浴場			b	
65	竹居漁港	高松市	水産庁	市	1,085						A	A	竹居海水浴場	竹居海岸	竹居自然海浜保全地区	b	
66	江の浜漁港	高松市	水産庁	市	1,500						A	A	江の浜海水浴場			b	
67	庵治漁港	高松市	水産庁	市	3,637										漁港であり、利用面でBランクと同等	b	
68	庵治港	高松市	港湾局	市	2,011										港湾であり、利用面でBランクと同等	b	
69	久通港	高松市	港湾局	市	1,448						A	B				b	
70	大島海岸	高松市	水管理・国土保全局	県	651	大島					A	B				b	
71	大島港	高松市	港湾局	市	1,230	大島	4	5	6	●	A	B				b	
72	立石港	高松市	港湾局	市	1,401										港湾であり、利用面でBランクと同等	b	
73	石場港	高松市	港湾局	市	835										港湾であり、利用面でBランクと同等	b	
74	石場海岸	高松市	水管理・国土保全局	県	766											a	
75	長崎鼻港	高松市	港湾局	市	229											a	
76	大井東海岸	高松市	農村振興局	県	610	男木島							大井海水浴場	女木島・男木島	海水浴場として利用されており、利 用面でAランクと同等	b	
77	男木漁港	高松市	水産庁	市	383	男木島					A		男木海水浴場	女木島・男木島		b	
78	男木港	高松市	港湾局	市	1,622	男木島					A			女木島・男木島		b	
79	女木東海岸	高松市	水管理・国土保全局	県	1,080	女木島								女木島・男木島	残したい香川の水環境50選に選 ばれており、環境面でBランクと同等	b	
80	女木港	高松市	港湾局	市	2,107	女木島					A		鬼が島海水浴場	女木島・男木島		b	
81	女木南海岸	高松市	水管理・国土保全局	県	570	女木島								女木島・男木島	残したい香川の水環境50選に選 ばれており、環境面でBランクと同等	b	
82	西浦漁港	高松市	水産庁	市	411	女木島			5	●	A	B		女木島・男木島		b	

※1 平成29年度～令和元年度海ごみモニタリング調査研究業務のデータ。水辺の散乱ゴミの指標評価手法(海岸版)による調査結果のうち、ランク4以上について記載。

※2 計画P23の海岸保全基本計画より抜粋した表を参照。

※3 計画P13の設定基準の(a)(b)を参照。

別表 重点区域・最重点区域一覧

	重点区域 海岸名	市町	所管省庁	海岸 管理者	海岸線 延長(m)	島しょ部	香川県海ごみ調査結果※1			最重点区域	海岸保全基本計画評価※2		海岸の利用状況・景観等			重点区域選定理由 ※3		
							H30.2	H31.2	R2.2		環境面	利用面	海水浴場等	残したい香川の 水環境50選	自然海浜 保全地区			
83	女木浦海岸	高松市	農村振興局	県	1,100	女木島	7	7	6	●					女木島・男木島		残したい香川の水環境50選に選 ばれており、環境面でBランクと同等	b
84	ホジノ浦瀬戸海岸	高松市	水管理・国土保全局	県	600	女木島	7	7	6	●							残したい香川の水環境50選に選 ばれており、環境面でBランクと同等	b
85	浦生漁港	高松市	水産庁	市	720													a
86	高松漁港	高松市	水産庁	市	3,133										B			b
87	高松港	高松市	港湾局	県	55,146		5	5	4	●(内、390m)	B	A						b
88	亀水漁港	高松市	水産庁	市	5,240						B	B						b
89	木沢港	坂出市	港湾局	市	6,457													a,b
90	乃生漁港	坂出市	水産庁	市	4,591													a,b
91	松ヶ浦海岸	坂出市	農村振興局	県	350												坂出港(利用面Bランク相当)と隣 接しており、海岸保全基本計画に おける利用面の現況評価Bランクと 同等の評価と認められる	b
92	坂出港	坂出市	港湾局	市	36,537						B	B						b
93	御供所漁港	坂出市	水産庁	市	1,356												漁港であり、利用面でBランクと同等	b
94	東浦漁港	坂出市	水産庁	市	1,466			4									漁港であり、利用面でBランクと同等	b
95	西浦漁港	坂出市	水産庁	市	1,155												漁港であり、利用面でBランクと同等	b
96	沙弥海岸	坂出市	水管理・国土保全局	県	415								沙弥島海水浴場	沙弥島				a,b
97	与島港	坂出市	港湾局	市	6,573	与島											港湾であり、利用面でBランクと同等	b
98	岩黒漁港	坂出市	水産庁	市	447	岩黒島											漁港であり、利用面でBランクと同等	b
99	櫃石漁港	坂出市	水産庁	市	2,493	櫃石島	5	5	4	●							漁港であり、利用面でBランクと同等	b
100	西浦海岸	坂出市	農村振興局	県	540	櫃石島	5	4		●			櫃石海水浴場				海水浴場として利用されており、利 用面でAランクと同等	b
101	堂浦海岸	坂出市	農村振興局	市	380	櫃石島			5	●	A							b
102	吉田海岸	宇多津町	水管理・国土保全局	県	781												北浦漁港(利用面Bランク相当)と 一連の海岸であり、海岸保全基本 計画における利用面の現況評価B ランクと同等の評価と認められる	b
103	北浦漁港	宇多津町	水産庁	町	1,690												漁港であり、利用面でBランクと同等	b
104	宇多津港	宇多津町	港湾局	県	7,391			4									港湾であり、利用面でBランクと同等	b
105	丸亀港	丸亀市	港湾局	県	17,673						B	B						b
106	中津豊原海岸	丸亀市	水管理・国土保全局	県	2,093						B	A						a,b
107	里浦海岸	丸亀市	農村振興局	県	210	牛島											里浦港(利用面Bランク相当)と隣 接しており、海岸保全基本計画に おける利用面の現況評価Bランクと 同等の評価と認められる	b
108	里浦港	丸亀市	港湾局	市	616	牛島		5	5	●							港湾であり、利用面でBランクと同等	b
109	牛島海岸	丸亀市	農村振興局	県	513	牛島											小浦港(利用面Bランク相当)と隣 接しており、海岸保全基本計画に おける利用面の現況評価Bランクと 同等の評価と認められる	b
110	小浦港	丸亀市	港湾局	市	748	牛島											港湾であり、利用面でBランクと同等	b
111	本島港	丸亀市	港湾局	市	4,688	本島							本島泊海水浴場					a,b
112	生ノ浜港	丸亀市	港湾局	市	1,158	本島											港湾であり、利用面でBランクと同等	b
113	生の浜海岸	丸亀市	水管理・国土保全局	県	550	本島											生ノ浜港(利用面Bランク相当)と一 連の海岸であり、海岸保全基本計 画における利用面の現況評価Bラ ンクと同等の評価と認められる	b
114	尻浜海岸	丸亀市	水管理・国土保全局	県	524	本島											尻浜港(利用面Bランク相当)と一 連の海岸であり、海岸保全基本計 画における利用面の現況評価Bラ ンクと同等の評価と認められる	b
115	尻浜港	丸亀市	港湾局	市	423	本島											港湾であり、利用面でBランクと同等	b

※1 平成29年度～令和元年度海ごみモニタリング調査研究業務のデータ。水辺の散乱ゴミの指標評価手法(海岸版)による調査結果のうち、ランク4以上について記載。

※2 計画P23の海岸保全基本計画より抜粋した表を参照。

※3 計画P13の設定基準の(a)(b)を参照。

別表 重点区域・最重点区域一覧

	重点区域 海岸名	市町	所管省庁	海岸 管理者	海岸線 延長(m)	島しょ部	香川県海ごみ調査結果※1			最重点区域	海岸保全基本計画評価※2		海岸の利用状況・景観等			重点区域選定理由 ※3	
							H30.2	H31.2	R2.2		環境面	利用面	海水浴場等	残したい香川の 水環境50選	自然海浜 保全地区		
116	福田海岸	丸亀市	水管理・国土保全局	県	350	本島										尻浜港(利用面Bランク相当)と一連の海岸であり、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Bランクと同等の評価と認められる	b
117	福田漁港	丸亀市	水産庁	市	815	本島		4	4	●						漁港であり、利用面でBランクと同等	b
118	大浦港	丸亀市	港湾局	市	2,604	本島										港湾であり、利用面でBランクと同等	b
119	屋釜海岸	丸亀市	農村振興局	県	620	本島					A	A	屋釜海水浴場				a.b
120	笠島海岸	丸亀市	農村振興局	県	104	本島										笠島漁港(利用面Bランク)と隣接しており、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Bランクと同等の評価と認められる	b
121	笠島漁港	丸亀市	水産庁	市	506	本島					A	B					b
122	新在家港	丸亀市	港湾局	市	847	本島											a.b
123	向島北海岸	丸亀市	農村振興局	県	507	向島			4							櫃石漁港(利用面Bランク)と隣接しており、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Bランクと同等の評価と認められる	b
124	向島海岸	丸亀市	農村振興局	県	323	向島	4									櫃石漁港(利用面Bランク)と隣接しており、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Bランクと同等の評価と認められる	b
125	向島南海岸	丸亀市	農村振興局	県	776	向島										櫃石漁港(利用面Bランク)と隣接しており、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Bランクと同等の評価と認められる	b
126	広島東海岸	丸亀市	農村振興局	県	1,675	広島										江ノ浦港(利用面Bランク相当)と隣接しており、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Bランクと同等の評価と認められる	b
127	稲田海岸	丸亀市	農村振興局	県	450	広島										江ノ浦港(利用面Bランク相当)と隣接しており、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Bランクと同等の評価と認められる	b
128	江の浦港	丸亀市	港湾局	市	3,738	広島							広島江の浦海水浴場				a.b
129	甲路海岸	丸亀市	水管理・国土保全局	県	1,012	広島										甲路漁港(利用面Bランク相当)と一連の海岸であり、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Bランクと同等の評価と認められる	b
130	甲路漁港	丸亀市	水産庁	市	459	広島										漁港であり、利用面でBランクと同等	b
131	青木港	丸亀市	港湾局	市	3,696	広島										港湾であり、利用面でBランクと同等	b
132	茂浦漁港	丸亀市	水産庁	市	578	広島										漁港であり、利用面でBランクと同等	b
133	茂浦海岸	丸亀市	農村振興局	県	515	広島										茂浦漁港(利用面Bランク相当)と隣接しており、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Bランクと同等の評価と認められる	b
134	手島港	丸亀市	港湾局	市	1,992	手島										港湾であり、利用面でBランクと同等	b
135	手島西浦海岸	丸亀市	農村振興局	県	510	手島										手島港(利用面Bランク相当)と隣接しており、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Bランクと同等の評価と認められる	b

※1 平成29年度～令和元年度海ごみモニタリング調査研究業務のデータ。水辺の散乱ゴミの指標評価手法(海岸版)による調査結果のうち、ランク4以上について記載。

※2 計画P23の海岸保全基本計画より抜粋した表を参照。

※3 計画P13の設定基準の(a)(b)を参照。

別表 重点区域・最重点区域一覧

	重点区域 海岸名	市町	所管省庁	海岸 管理者	海岸線 延長(m)	島しょ部	香川県海ごみ調査結果※1			最重点区域	海岸保全基本計画評価※2		海岸の利用状況・景観等			重点区域選定理由 ※3	
							H30.2	H31.2	R2.2		環境面	利用面	海水浴場等	残したい香川の 水環境50選	自然海浜 保全地区		
136	小手島海岸	丸亀市	農村振興局	県	890	小手島										小手島港(利用面Bランク相当)と隣接しており、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Bランクと同等の評価と認められる	b
137	小手島漁港	丸亀市	水産庁	市	1,235	小手島										漁港であり、利用面でBランクと同等	b
138	多度津港	多度津町	港湾局	県	9,038					B	B						b
139	東白方海岸	多度津町	水管理・国土保全局	県	455					B	B						b
140	白方漁港	多度津町	水産庁	町	627					B	B						a,b
141	西白方海岸	多度津町	水管理・国土保全局	県	588					B	A	海岸寺海水浴場					a,b
142	見立港	多度津町	港湾局	町	1,396					B	A						b
143	高見板持海岸	多度津町	農村振興局	県	705	高見島				A	B						b
144	高見港	多度津町	港湾局	町	2,712	高見島				A	B						a,b
145	長崎浦海岸	多度津町	農村振興局	県	1,474	佐柳島				A	B						a,b
146	長崎海岸	多度津町	水管理・国土保全局	県	280	佐柳島											a
147	佐柳港	多度津町	港湾局	町	3,247	佐柳島				A	B						a,b
148	大見海岸	三豊市	農村振興局	県	780					B	B		久保谷海岸				a,b
149	詫間港	三豊市	港湾局	県	21,775					A	B						a,b
150	楠浜海岸	三豊市	水管理・国土保全局	県	775					B	A	楠浜海水浴場					b
151	船越港	三豊市	港湾局	市	2,138												a
152	船越海岸	三豊市	水管理・国土保全局	県	1,213					B	B						a,b
153	積海岸	三豊市	水管理・国土保全局	県	487					B	B						b
154	積漁港	三豊市	水産庁	市	767											漁港であり、利用面でBランクと同等	b
155	箱海岸	三豊市	農村振興局	県	466					B	B						b
156	箱海岸	三豊市	水管理・国土保全局	県	1,539					B	B						b
157	箱浦港	三豊市	港湾局	市	2,654					A	B						b
158	室浜漁港	三豊市	水産庁	市	381									室浜自然海浜保全地区			a,b
159	生里漁港	三豊市	水産庁	市	3,281					B	B	仁老浜海水浴場		仁老浜自然海浜保全地区			a,b
160	肥地木漁港	三豊市	水産庁	市	1,595												a,b
161	大浜漁港	三豊市	水産庁	市	4,957					B	A	大浜海水浴場	鴨之越海岸	大浜自然海浜保全地区、鴨之越自然海浜保全地区			a,b
162	名部戸海岸	三豊市	水管理・国土保全局	県	445							名部戸海水浴場		名部戸自然海浜保全地区			a,b
163	家の浦海岸	三豊市	水管理・国土保全局	県	380			4		B	B						a,b
164	家の浦漁港	三豊市	水産庁	市	397												a,b
165	古江海岸	三豊市	水管理・国土保全局	県	237											仁尾港(利用面Bランク相当)と一連の海岸であり、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Bランクと同等の評価と認められる	b
166	仁尾港	三豊市	港湾局	県	11,010					A	A	父母浜海水浴場					a,b
167	曾保海岸	三豊市	水管理・国土保全局	県	700					B	A	サンビーチ					a,b
168	曾保漁港	三豊市	水産庁	市	400												a,b
169	三石海岸	三豊市	水管理・国土保全局	県	562					B	A						b
170	船隠港	三豊市	港湾局	市	1,222	粟島				B							b
171	永浜海岸	三豊市	水管理・国土保全局	県	1,529	粟島										船隠港(環境面Bランク)と一連の海岸であり、海岸保全基本計画における環境面の現況評価Bランクと同等の評価と認められる	b
172	京の浜海岸	三豊市	農村振興局	県	428	粟島										船隠港(利用面Bランク相当)と隣接しており、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Bランクと同等の評価と認められる	b
173	上新田漁港	三豊市	水産庁	市	1,058	粟島		5	5	5	●					漁港であり、利用面でBランクと同等	b
174	不天海岸	三豊市	農村振興局	県	1,008	粟島										上新田漁港(利用面Bランク相当)と隣接しており、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Bランクと同等の評価と認められる	b

※1 平成29年度～令和元年度海ごみモニタリング調査研究業務のデータ。水辺の散乱ゴミの指標評価手法(海岸版)による調査結果のうち、ランク4以上について記載。

※2 計画P23の海岸保全基本計画より抜粋した表を参照。

※3 計画P13の設定基準の(a)(b)を参照。

別表 重点区域・最重点区域一覧

	重点区域 海岸名	市町	所管省庁	海岸 管理者	海岸線 延長(m)	島しょ部	香川県海ごみ調査結果※1			最重点区域	海岸保全基本計画評価※2		海岸の利用状況・景観等			重点区域選定理由 ※3	
							H30.2	H31.2	R2.2		環境面	利用面	海水浴場等	残したい香川の 水環境50選	自然海浜 保全地区		
175	粟島港	三豊市	港湾局	市	3,081	粟島					B					b	
176	粟島馬城海岸	三豊市	水管理・国土保全局	県	1,145	粟島									粟島港(利用面Bランク)内にあり、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Bランクと同等の評価と認められる	b	
177	下新田海岸	三豊市	水管理・国土保全局	県	990	粟島									粟島港(利用面Bランク)と一連の海岸であり、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Bランクと同等の評価と認められる	b	
178	粟島西港	三豊市	港湾局	市	4,115	粟島					B	B	西浜海水浴場			a,b	
179	荒浜海岸	三豊市	農村振興局	県	212	志々島									本村漁港(利用面Bランク相当)と隣接しており、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Bランクと同等の評価と認められる	b	
180	本村漁港	三豊市	水産庁	市	577	志々島									漁港であり、利用面でBランクと同等	b	
181	志々島港	三豊市	港湾局	市	1,260	志々島									港湾であり、利用面でBランクと同等	b	
182	寺浦海岸	三豊市	水管理・国土保全局	県	84	大鷲島							鷲島		残したい香川の水環境50選に選ばれており、環境面でBランクと同等	b	
183	小鷲島漁港	三豊市	水産庁	市	434	小鷲島	4				A		鷲島			b	
184	小鷲島海岸	三豊市	農村振興局	市	250	小鷲島							鷲島		残したい香川の水環境50選に選ばれており、環境面でBランクと同等	b	
185	室本港	観音寺市	港湾局	市	2,695		4	4	4	●		B				b	
186	有明海岸	観音寺市	水管理・国土保全局	県	1,410								有明浜海水浴場	有明浜		a,b	
187	観音寺港	観音寺市	港湾局	県	8,755						A	A	有明浜海水浴場	有明浜		a,b	
188	三豊干拓海岸	観音寺市	農村振興局	県	2,780		4	4	5	●	B					b	
189	花稲漁港	観音寺市	水産庁	市	1,282										漁港であり、利用面でBランクと同等	b	
190	豊浜港	観音寺市	港湾局	県	5,094						B	B	一の宮海水浴場	豊浜一の宮海岸		a,b	
191	関谷海岸	観音寺市	農村振興局	県	1,100				6	●						a	
192	堀切海岸	観音寺市	水管理・国土保全局	県	1,784				5	●						a	
193	箕浦漁港	観音寺市	水産庁	市	1,339						A					b	
194	余木崎海岸	観音寺市	水管理・国土保全局	県	233		6	6	6	●	B	B				b	
195	伊吹漁港	観音寺市	水産庁	市	5,436	伊吹島			4					伊吹島・股島・円上島	漁港であり、利用面でBランクと同等	b	
196	股島漁港	観音寺市	水産庁	市	597	股島								伊吹島・股島・円上島	漁港であり、利用面でBランクと同等	b	
197	土庄港	土庄町	港湾局	県	9,903						B	A				b	
198	柚海岸	土庄町	農村振興局	県	580									柚ヶ浜自然海浜保全地区		a,b	
199	小瀬海岸	土庄町	水管理・国土保全局	県	920								小瀬海水浴場			a,b	
200	小瀬港	土庄町	港湾局	町	351										港湾であり、利用面でBランクと同等	b	
201	戸形海岸	土庄町	水管理・国土保全局	県	200										千軒漁港(利用面Bランク)と一連の海岸であり、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Bランクと同等の評価と認められる	b	
202	千軒漁港	土庄町	水産庁	町	912										漁港であり、利用面でBランクと同等	b	
203	千軒海岸	土庄町	水管理・国土保全局	県	1,116								千軒海水浴場	千軒自然海浜保全地区		a,b	
204	水ヶ浦海岸	土庄町	農村振興局	町	300								ヘルシービーチ		海水浴場として利用されており、利用面でAランクと同等	b	
205	柳漁港	土庄町	水産庁	町	924										漁港であり、利用面でBランクと同等	b	
206	鹿島漁港	土庄町	水産庁	町	655								鹿島海水浴場			a,b	
207	土庄東港	土庄町	港湾局	県	4,783						B	A		鹿島自然海浜保全地区		b	
208	王子前漁港	土庄町	水産庁	町	1,851										漁港であり、利用面でBランクと同等	b	
209	州鼻海岸	土庄町	水管理・国土保全局	県	415										世界一狭い海峡としてギネス認定されている土洲海峡における海岸であり、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Aランクと同等の評価と認められる	b	

※1 平成29年度～令和元年度海ごみモニタリング調査研究業務のデータ。水辺の散乱ゴミの指標評価手法(海岸版)による調査結果のうち、ランク4以上について記載。

※2 計画P23の海岸保全基本計画より抜粋した表を参照。

※3 計画P13の設定基準の(a)(b)を参照。

別表 重点区域・最重点区域一覧

	重点区域 海岸名	市町	所管省庁	海岸 管理者	海岸線 延長(m)	島しょ部	香川県海ごみ調査結果※1			最重点区域	海岸保全基本計画評価※2		海岸の利用状況・景観等			重点区域選定理由 ※3	
							H30.2	H31.2	R2.2		環境面	利用面	海水浴場等	残したい香川の 水環境50選	自然海浜 保全地区		
210	大高下海岸	土庄町	水管理・国土保全局	県	290											同上	b
211	破風脇海岸	土庄町	水管理・国土保全局	県	815						A	B					b
212	馬場先海岸	土庄町	水管理・国土保全局	県	575											土庄港(利用面Bランク相当)内にあり、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Bランクと同等の評価と認められる	b
213	虎浜海岸	土庄町	農村振興局	県	310							B					b
214	四海漁港	土庄町	水産庁	町	3,181											漁港であり、利用面でBランクと同等	b
215	沖の島海岸	土庄町	水管理・国土保全局	県	439	沖ノ島					B						b
216	内浜海岸	土庄町	水管理・国土保全局	県	465											長浜漁港(利用面Bランク相当)と一連の海岸であり、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Bランクと同等の評価と認められる	b
217	長浜漁港	土庄町	水産庁	町	500											漁港であり、利用面でBランクと同等	b
218	江島港	土庄町	港湾局	町	1,744											港湾であり、利用面でBランクと同等	b
219	元目漁港	土庄町	水産庁	町	509											漁港であり、利用面でBランクと同等	b
220	馬越港	土庄町	港湾局	町	713											港湾であり、利用面でBランクと同等	b
221	柿の谷海岸	土庄町	農村振興局	県	330											瀬戸内国際芸術祭が開催されるなど、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Aランクと同等の評価と認められる	b
222	北浦港	土庄町	港湾局	町	3,374											港湾であり、利用面でBランクと同等	b
223	見目漁港	土庄町	水産庁	町	769											漁港であり、利用面でBランクと同等	b
224	女風呂海岸	土庄町	水管理・国土保全局	県	809											北浦港(利用面Bランク相当)内にあり、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Bランクと同等の評価と認められる	b
225	小海漁港	土庄町	水産庁	町	352											漁港であり、利用面でBランクと同等	b
226	琴塚漁港	土庄町	水産庁	町	1,038											漁港であり、利用面でBランクと同等	b
227	妙見海岸	土庄町	水管理・国土保全局	県	335											琴塚漁港(利用面Bランク相当)と一連の海岸であり、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Bランクと同等の評価と認められる	b
228	田井漁港	土庄町	水産庁	町	1,344												a,b
229	大部港	土庄町	港湾局	県	2,766						B	B	田井浜海水浴場	田井自然海浜保全地区			b
230	小浜海岸	土庄町	農村振興局	町	70											小部漁港(利用面Bランク相当)と一連の海岸であり、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Bランクと同等の評価と認められる	b
231	小部漁港	土庄町	水産庁	町	1,662								シルバービーチ	小部自然海浜保全地区			a,b
232	栄山海岸	土庄町	農村振興局	県	150	豊島										瀬戸内国際芸術祭が開催されるなど、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Aランクと同等の評価と認められる	b
233	唐櫃漁港	土庄町	水産庁	町	1,873	豊島							王子ヶ浜海水浴場			漁港であり、利用面でBランクと同等	b
234	硯漁港	土庄町	水産庁	町	302	豊島										漁港であり、利用面でBランクと同等	b
235	家浦港	土庄町	港湾局	県	3,453	豊島							宮ノ浜海水浴場	甲崎東自然海浜保全地区		港湾であり、利用面でBランクと同等	b
236	水ヶ浦海岸	土庄町	水管理・国土保全局	県	722	豊島										家浦港(利用面Bランク相当)と一連の海岸であり、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Bランクと同等の評価と認められる	b
237	神子浜海岸	土庄町	農村振興局	県	750	豊島					A	A	神子ヶ浜海水浴場				b
238	尾子海岸	土庄町	農村振興局	県	900	豊島								尾子自然海浜保全地区			a,b

※1 平成29年度～令和元年度海ごみモニタリング調査研究業務のデータ。水辺の散乱ゴミの指標評価手法(海岸版)による調査結果のうち、ランク4以上について記載。

※2 計画P23の海岸保全基本計画より抜粋した表を参照。

※3 計画P13の設定基準の(a)(b)を参照。

別表 重点区域・最重点区域一覧

	重点区域 海岸名	市町	所管省庁	海岸 管理者	海岸線 延長(m)	島しょ部	香川県海ごみ調査結果※1			最重点区域	海岸保全基本計画評価※2		海岸の利用状況・景観等			重点区域選定理由 ※3	
							H30.2	H31.2	R2.2		環境面	利用面	海水浴場等	残したい香川の 水環境50選	自然海浜 保全地区		
239	甲生漁港	土庄町	水産庁	町	543	豊島										漁港であり、利用面でBランクと同等	b
240	甲生海岸	土庄町	水管理・国土保全局	県	88	豊島										甲生漁港(利用面Bランク相当)と一連の海岸であり、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Bランクと同等の評価と認められる	b
241	甲生海岸	土庄町	農村振興局	県	700	豊島					B						b
242	稲塚海岸	土庄町	農村振興局	県	270	豊島					B						b
243	ソミ海岸	土庄町	農村振興局	県	400	小豊島	4	4	4	●						瀬戸内国際芸術祭が開催される豊島(唐櫃浜)と土庄港に挟まれており、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Aランクと同等の評価と認められる	b
244	小豊島港	土庄町	港湾局	町	838	小豊島	5	5	5	●						港湾であり、利用面でBランクと同等	b
245	入部漁港	小豆島町	水産庁	町	643											漁港であり、利用面でBランクと同等	b
246	蒲生漁港	小豆島町	水産庁	町	2,139												a,b
247	池田港	小豆島町	港湾局	県	3,906						B	A					b
248	室生北港	小豆島町	港湾局	町	1,254											港湾であり、利用面でBランクと同等	b
249	室生漁港	小豆島町	水産庁	町	850											漁港であり、利用面でBランクと同等	b
250	二面漁港	小豆島町	水産庁	町	795												a,b
251	吉野崎港	小豆島町	港湾局	町	1,930									吉野崎自然海浜保全地区			a,b
252	富士漁港	小豆島町	水産庁	町	706											漁港であり、利用面でBランクと同等	b
253	三都港	小豆島町	港湾局	町	2,809											港湾であり、利用面でBランクと同等	b
254	白浜海岸	小豆島町	農村振興局	県	490						A	A					b
255	谷尻漁港	小豆島町	水産庁	町	361											漁港であり、利用面でBランクと同等	b
256	市神子海岸	小豆島町	水管理・国土保全局	県	320						B	B					b
258	吉ヶ浦漁港	小豆島町	水産庁	町	285											漁港であり、利用面でBランクと同等	b
258	吉ヶ浦海岸	小豆島町	水管理・国土保全局	県	566						B	B					b
259	蒲野漁港	小豆島町	水産庁	町	313											漁港であり、利用面でBランクと同等	b
260	沖田海岸	小豆島町	水管理・国土保全局	県	280							B					b
261	小蒲野海岸	小豆島町	水管理・国土保全局	県	340												a
262	長崎漁港	小豆島町	水産庁	町	926											漁港であり、利用面でBランクと同等	b
263	牛ヶ浦海岸	小豆島町	農村振興局	県	859											瀬戸内国際芸術祭が開催されるなど、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Aランクと同等の評価と認められる	b
264	牛ヶ浦漁港	小豆島町	水産庁	町	304											漁港であり、利用面でBランクと同等	b
265	百尋海岸	小豆島町	水管理・国土保全局	県	112											牛ヶ浦漁港(利用面Bランク相当)と一連の海岸であり、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Bランクと同等の評価と認められる	b
266	石場海岸	小豆島町	農村振興局	県	350						B	B					b
267	竹生漁港	小豆島町	水産庁	町	404							B					b
268	内海港	小豆島町	港湾局	県	14,347						B	A	オリーブビーチ	古江自然海浜保全地区			a,b
269	水木海岸	小豆島町	水管理・国土保全局	県	850											内海港(利用面Bランク相当)内にあり、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Bランクと同等の評価と認められる	b
270	田浦漁港	小豆島町	水産庁	町	480											漁港であり、利用面でBランクと同等	b
271	三角海岸	小豆島町	農村振興局	県	1,450						B	A					b
272	汐江海岸	小豆島町	農村振興局	県	370						B	A					a,b

※1 平成29年度～令和元年度海ごみモニタリング調査研究業務のデータ。水辺の散乱ゴミの指標評価手法(海岸版)による調査結果のうち、ランク4以上について記載。

※2 計画P23の海岸保全基本計画より抜粋した表を参照。

※3 計画P13の設定基準の(a)(b)を参照。

別表 重点区域・最重点区域一覧

	重点区域 海岸名	市町	所管省庁	海岸 管理者	海岸線 延長(m)	島しょ部	香川県海ごみ調査結果※1			最重点区域	海岸保全基本計画評価※2		海岸の利用状況・景観等			重点区域選定理由 ※3	
							H30.2	H31.2	R2.2		環境面	利用面	海水浴場等	残したい香川の 水環境50選	自然海浜 保全地区		
273	堀越中海岸	小豆島町	水管理・国土保全局	県	87											堀越漁港(利用面Bランク)と一連の海岸であり、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Bランクと同等の評価と認められる	b
274	堀越漁港	小豆島町	水産庁	町	482					B	B						b
275	坂手港	小豆島町	港湾局	県	1,844											港湾であり、利用面でBランクと同等	b
276	瀬の倉漁港	小豆島町	水産庁	町	257											漁港であり、利用面でBランクと同等	b
277	瀬戸海岸	小豆島町	農村振興局	町	240												a
278	瀬戸海岸	小豆島町	水管理・国土保全局	県	810							瀬戸海水浴場					a,b
279	多尾海岸	小豆島町	農村振興局	県	180											瀬戸内国際芸術祭が開催されるなど、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Aランクと同等の評価と認められる	b
280	大泊海岸	小豆島町	農村振興局	県	302											瀬戸内国際芸術祭が開催されるなど、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Aランクと同等の評価と認められる	b
281	大泊漁港	小豆島町	水産庁	町	445											漁港であり、利用面でBランクと同等	b
282	徳本海岸	小豆島町	水管理・国土保全局	県	140											大泊漁港(利用面Bランク相当)と一連の海岸であり、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Bランクと同等の評価と認められる	b
283	白崎海岸	小豆島町	農村振興局	県	520					A	A						b
294	橘漁港	小豆島町	水産庁	町	2,160											漁港であり、利用面でBランクと同等	b
285	岩ヶ谷漁港	小豆島町	水産庁	町	334											漁港であり、利用面でBランクと同等	b
286	岩ヶ谷海岸	小豆島町	水管理・国土保全局	県	369											岩ヶ谷漁港(利用面Bランク相当)と一連の海岸であり、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Bランクと同等の評価と認められる	b
287	亀崎海岸	小豆島町	農村振興局	町	850					A	B						b
288	当浜漁港	小豆島町	水産庁	町	375												a,b
289	福田漁港	小豆島町	水産庁	町	3,605			4		B	A	遠手浜海水浴場		遠手浜自然海浜保全地区			a,b
290	吉田漁港	小豆島町	水産庁	町	2,094					B	A						a,b
291	直島港	直島町	港湾局	県	12,861	直島		4								港湾であり、利用面でBランクと同等	b
292	積浦漁港	直島町	水産庁	町	2,109	直島											a,b
293	牛ヶ首漁港	直島町	水産庁	町	267	直島										漁港であり、利用面でBランクと同等	b
294	林海岸	直島町	農村振興局	県	225	直島										瀬戸内国際芸術祭が開催されるなど、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Aランクと同等の評価と認められる	b
295	琴反地海岸	直島町	農村振興局	県	1,100	直島				A	A	琴反地海水浴場	琴反地海岸				a,b
296	倉浦海岸	直島町	農村振興局	県	363	直島										琴反地海岸(環境面・利用面Aランク)と一連の海岸であり、海岸保全基本計画における環境面・利用面Aランクと同等の評価と認められる	b
297	横防海岸	直島町	農村振興局	県	550	直島										宮浦港(利用面Bランク相当)と一連の海岸であり、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Bランクと同等の評価と認められる	b
298	宮浦港	直島町	港湾局	県	2,393	直島				B	A	内ヶ浜海水浴場					b
299	風戸港	直島町	港湾局	町	4,393	直島										港湾であり、利用面でBランクと同等	b
300	屏風港	直島町	港湾局	町	1,202	屏風島				B	B						b

※1 平成29年度～令和元年度海ごみモニタリング調査研究業務のデータ。水辺の散乱ゴミの指標評価手法(海岸版)による調査結果のうち、ランク4以上について記載。

※2 計画P23の海岸保全基本計画より抜粋した表を参照。

※3 計画P13の設定基準の(a)(b)を参照。

別表 重点区域・最重点区域一覧

	重点区域 海岸名	市町	所管省庁	海岸 管理者	海岸線 延長(m)	島しょ部	香川県海ごみ調査結果※1			最重点区域	海岸保全基本計画評価※2		海岸の利用状況・景観等			重点区域選定理由 ※3	
							H30.2	H31.2	R2.2		環境面	利用面	海水浴場等	残したい香川の 水環境50選	自然海浜 保全地区		
301	屏風海岸	直島町	水管理・国土保全局	県	118	屏風島										屏風港(利用面Bランク相当)と一連の海岸であり、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Bランクと同等の評価と認められる	b
302	家島北海岸	直島町	水管理・国土保全局	県	408	家島					B						b
303	柏島海岸	直島町	水管理・国土保全局	県	135	柏島	4	4	●							国内外で高い知名度を誇るベネッセハウス周辺から展望できる場所に位置しており、海岸保全基本計画における利用面の現況評価Aランクと同等の評価と認められる	b

※1 平成29年度～令和元年度海ごみモニタリング調査研究業務のデータ。水辺の散乱ゴミの指標評価手法(海岸版)による調査結果のうち、ランク4以上について記載。

※2 計画P23の海岸保全基本計画より抜粋した表を参照。

※3 計画P13の設定基準の(a)(b)を参照。